

竹山小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月12日策定（令和8年2月19日改訂）

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) いじめ防止等に向けての基本理念

いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの児童生徒にも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害行為であるという認識の下で、対策に取り組んでいくための基本となる方向性について、次のとおり示す。

- ① いじめを特定の児童や特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- ② 児童生徒は、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」安心できる社会をつくる。
- ③ 市、学校、保護者、市民、事業者、関係機関等は、児童生徒の健全育成を図り、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」安心できる社会をつくるために、それぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。

これを踏まえ、いじめの未然防止、早期発見・早期対応、適切な対処・措置に組織的に対応する。そして、いじめを見逃さず、いじめのない子ども社会を実現するため、学校・家庭・地域が、それぞれの役割を自覚し、相互に協力し合い活動する。また学校と保護者はパートナーという基本認識に立って連携に努める。さらに子ども自らが推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

構成： 校長 副校長 児童支援専任教諭 養護教諭 担任 ブロック主任

※必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、専門家の参加を求める。

※スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが参加できない場合においても「必要に応じて、いじめの認知の視点や、いじめを受けた児童生徒の回復状況の確認や支援についての助言を求めることができること」を念頭に置く。

運営： ・月1回以上、定期的を開催するとともに、いじめの疑いを把握し、速やかに対応する場合等は、出席可能な構成員のみで迅速・機動的に臨時で委員会を開催し、適切に対応する

- ・学校いじめ防止対策委員会では、学校としての対応方針を組織的に決定するとともに、いじめの解消を含めたその後の対応状況の確認を行う
- ・校長の責任の下、学校いじめ防止対策委員会の結果について、会議録を作成・保管するとともに、毎月、教育委員会事務局にいじめ認知報告書により報告する

活動内容： 学校いじめ防止基本方針や年間計画に基づき、いじめの防止等に係る様々な取組を実行するとともに、その検証を担う。また、いじめの防止等に係る学校の窓口として、地域、保護者、関係機関等との連絡を担う

●未然防止・早期発見

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童生徒及び保護者に周知・いじめの防止等に係る学校の窓口や相談先の設置
- ・「いじめ対応情報管理システム」の活用と記録・情報共有

- 事案対処
 - ・ いじめ(「疑い」を含む。)を察知した場合やいじめの訴えがあった場合は、情報の迅速な共有、関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握と いじめであるか否かの判断、時系列に沿った適切な記録・情報共有
 - ・ いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担等を含む対処方法を決定し、確実に実行
 - ・ いじめを受けた児童生徒及びその保護者への支援、いじめを行った児童生徒への指導・支援及びその保護者への助言等、いじめが起きた集団への働きかけ等を組織的に実施
 - ・ いじめの背景にも目を向けた関係機関との連携や、事案に応じた警察への相談や通報
- 取組の検証
 - ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
 - ・ 学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し(PDCAサイクルの実行を含む。)

3 学校教育活動計画と連動したいじめの防止等の取組の年間計画
(アンケートや面談等の取組、校内研修、教育相談に関すること等を含む)

月	取り組み内容	
4月	年間指導計画と重点指導内容の確認、引継ぎ、いじめの定義・見相生徒理解研修、いじめ早期発見のための記入式アンケート	懇談会、保護者面談、専任だよりで基本方針周知
5月	YPアンケート実施①、横浜プログラム実施 教育相談	学校説明会
6月	横浜子ども会議(各学校・学級での話し合い)	
7月	横浜子ども会議(中学校ブロックでの話し合い)	
8月	横浜子ども会議(区交流会)	学校運営協議会
9月	YPアンケート実施②	保護者面談
10月	横浜プログラム実施	保護者面談
11月	いじめ解決一斉キャンペーン(アンケート・面談)	
12月	人権週間	保護者面談
1月	児童理解(個への対応)	
2月	学校いじめ防止基本方針の見直し	入学説明会、学校運営協議会、懇談会
3月	年間の振り返り、新年度への引継ぎ	
年間	いじめ防止対策委員会(毎週、【定例】月1回)	

※横浜プログラム—子どもの社会的スキル向上を目指すプログラム

4 基本的な対応方針

(1) いじめの未然防止・早期発見

いじめはどの子にも起こりうるという事実を踏まえ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し、活躍できるような授業づくりや集団づくりを行い、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。また、教職員は児童との信頼関係の構築に努め、児童の気になる変化や行為に対しては軽視せずいじめを見逃さない。また、いじめの疑いがある場合には、教職員同士が情報を共有し速やかに対応する。

- ・ 人権尊重の精神を基盤にした教育活動の推進。(人権尊重の精神を基盤とする教育、道徳教育及び体験活動等の充実。年間を通じた人権テーマへの取り組み、人権週間の取り組み)
- ・ 分かりやすく楽しい授業を進め、学習が楽しいと思う子の育成。(少数指導、ITなどの活用、個別最適な学びの充実。ブロック内教科分担制など教員による協働的指導の推進。)
- ・ 児童生徒の主体的な取組の支援(横浜子ども会議の取組等を通じて、児童生徒が、いじめについて、主体的に話し合い、自分のこととしていじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」ことを考え、自ら行動することができるよう支援等)

- ・ 「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の活用
- ・ SNSの適切な利用など情報モラル教育の推進
- ・ 教職員等への継続的な研修（いじめ防止対応に向けた校内研修、YPアセスメントを活用した研修）
- ・ 学校運営協議会等の活用（学校運営協議会、学校・家庭・地域連携事業）

(2) いじめに対する措置

いじめの疑いがあった段階で速やかにいじめ防止委員会に報告し、情報共有・組織対応をする。

- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携した敵的な教育相談の実施
- ・ いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくり（ブロック担当制、情報共有の推進等）
- ・ 担任に限らず、児童支援専任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど話しやすい教職委員への相談が可能であることの周知。
- ・ いじめ対応情報管理システム等を活用した記録・情報共有、対応方針の決定
- ・ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に寄り添った対応
- ・ いじめが解消（※）に至るまでの支援内容や教職員の役割分担
- ・ いじめを行った児童生徒への指導・支援や保護者への対応等、組織的な再発防止策
- ・ 事案に応じた警察への相談又は通報
- ・ いじめが起きた集団への働きかけによる、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」安心できる集団づくりのための指導

※いじめの解消は、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ①いじめの行為が少なくとも3か月(目安)止んでいること
- ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

(2) 発生の報告

学校は、重大事態が発生した場合(疑いを含む)は、直ちに教育委員会に報告する。

(3) 調査の進め方と結果の提供及び報告

学校主体調査は概ね3か月以内に終わることを目指し、調査によって明らかになったいじめの事実関係について児童生徒及び保護者に説明のうえ、教育委員会に報告する。

6 いじめ防止対策の点検・見直し

- ・ 学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う。（PDCAサイクル）
- ・ 必要がある場合は、横浜市いじめ防止方針を含めて見直しを検討し措置を講じる。